

「第3次千葉市耐震改修促進計画」を策定しました

千葉市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「第3次千葉市耐震改修促進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定しましたので、お知らせします。

1 策定の主旨

平成20年3月に「千葉市耐震改修促進計画」を策定、平成28年4月には「第2次千葉市耐震改修促進計画（以下「現計画」という。）」を策定し、これまで既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきました。

現計画は、令和2年度が耐震化目標の最終年であることから、更なる耐震改修の促進を図るため、国の基本方針の見直しや千葉県耐震改修促進計画などの進捗状況を踏まえて、令和7年度までを計画期間とする、新たな耐震化の目標を設定した「第3次千葉市耐震改修促進計画」を策定しました。

2 耐震化率の成果と次期計画の目標

区分	現計画目標 (令和2年度末まで)	成果 (令和2年度末)	第3次計画目標 (令和7年度末まで)
住宅	耐震化率95%	耐震化率91%	耐震化率95%
民間特定建築物※1	耐震化率95%	耐震化率95%	—
緊急輸送道路 沿道建築物※2	おおむね解消	耐震化率96%	おおむね解消
耐震診断義務 付け対象建築物※3	—	—	おおむね解消
市有建築物※4	—	耐震化率99%	—

※1 民間特定建築物とは、学校、体育館、病院、集会施設など、多数の者が利用する一定規模以上の建築物をいいます。現計画において、民間特定建築物の耐震化率の目標を達成したため、第3次計画では目標を定めていません。

※2 緊急輸送道路沿道建築物とは、地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物をいいます。

※3 耐震診断義務付け対象建築物とは「要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する建築物及び避難確保上に特に配慮を要する者が利用する大規模な建築物）」及び「要安全確認計画記載建築物（千葉県耐震改修促進計画に記載された、災害時に避難所となる学校など又は緊急輸送道路沿道建築物）」をいいます。第3次計画では、特に耐震化の重要性の高い建築物とし、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を定めることといたしました。

※4 市有建築物は、現計画策定時において耐震化率がおおむね解消したことから、第3次計画では目標を定めていません。

3 耐震化を図るための新たな施策

- (1) 耐震性の不足する住宅に対する除却工事の助成制度新設
- (2) 分譲マンションの耐震補強設計・耐震改修の補助率拡充

4 第3次千葉市耐震改修促進計画の公表

- (1) 公表日
令和3年4月1日（木）
- (2) 公表方法
 - ア 市ホームページで公開
【URL】 https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/taisin_plan.html
 - イ 市内施設での閲覧
建築指導課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（同2階）

5 添付資料

第3次千葉市耐震改修促進計画